

個人年金保険料税制適格特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、5年ごと配当付個人年金保険〔利差・死差配当〕契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

第1条<特約の締結>

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が下記の各号のすべてに該当する場合に限ります。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間は10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること

第2条<税制適格のための特別取扱>

この特約が付加されている場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、下記の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により割り当てられ、年金支払開始日以前に分配された契約者配当金は、下記のとおり取り扱います。
 - ① 年金支払開始日前に分配された契約者配当金
分配された日から会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日に、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。
 - ② 年金支払開始日に分配された契約者配当金
年金支払開始日に、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (2) 主約款の規定により割り当てられ、年金支払開始日後に分配された契約者配当金は、分配された日に、年金額を定額とする年金保険（以下、「増加年金保険」といい、増加年金保険の年金の種類は主約款の規定のとおりとします。）の一時払保険料に充当し、主契約の年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の種類が確定年金の場合で、最後の年金支払日に分配された契約者配当金は、年金受取人に支払います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一時支払が行われていたときは、契約者配当金は、分配された日から会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておき、保証期間経過後、最初に到来する年金支払日に、増加年金保険の保険料積立金に充当して、増加年金保険の年金額を増額します。ただし、年金の一時支払が行われた後、残存保証期間中に、被保険者が死亡したときは、その時まで積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。
- (4) 会社が支払うべきつぎに定める払戻金または前納保険料の残額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により計算し

た利息をつけて会社に積み立てておき、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

- ① 主約款の規定による契約内容の変更が行われた場合に支払うべき払戻金
- ② 保険料の前納期間が満了した場合または主契約が払済保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額
- (5) 年金支払開始日の前日に主約款に定める貸付金の元利金があるときは、保険契約者の選択したつぎに定めるいずれかの方法により貸付金の元利金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金がか社定める金額をこえる場合には、主契約の保険料積立金から貸付金の元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払い、主契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
 - ① 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法
この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で取り扱います。
 - ② 主約款の年金の一時支払の規定により貸付金の元利金を未払年金から差し引く方法
- (6) 主契約の契約内容の変更等については、つぎに定めるところによります。
 - ① 第1条<特約の締結>第2号から第4号までの規定に該当しないこととなる主約款の規定による契約内容の変更等は取り扱いません。
 - ② 払済保険への変更は、契約日から起算して10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り取り扱います。
 - ③ 主約款の規定による契約内容の変更を行う場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主約款の規定による契約内容の変更により貸付金の元利金が解約払戻金額をこえることとなる場合は、主約款の規定による契約内容の変更を取り扱いません。

第3条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約の保険料の払込の免除事由が生じたとき
 - (3) 保険契約者の変更により、第1条<特約の締結>第1号の規定に該当しないこととなったとき
- 2 前項の規定によりこの特約が消滅した場合、前条第4号の規定により会社に積み立てておいた払戻金または前納保険料の残額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、貸付金の元利金があるときは、払戻金または前納保険料の残額を貸付金の元利金の返済にあてます。

第4条<特約の解約>

この特約のみの解約はできません。